

投票所で支援が必要な方へ

藍住町では、障がいのある方、高齢の方等、すべての有権者の方々に気持ちよく投票していただくため、投票所の環境整備の他、手助けや案内等の支援を行っています。
投票にあたってお困りのことがありましたら、投票所の係員にお申し出ください。

○投票所及び期日前投票所に準備されているもの

選挙当日の投票所や期日前投票所では、以下のものをご用意しておりますので、ご利用を希望される方は投票所職員へお申し出ください。

車椅子

投票所に車椅子をご用意しております。また、投票所内では付き添いの方に代わり、職員が車椅子を押すなどのお手伝いをいたします。

点字器

点字投票を希望される方のために点字器をご用意しております。

座位記載台

通常の記載台よりも記載する位置が低いので、車いすに乗ったまま使用することが出来ます。

ルーペ(虫めがね)

氏名等掲示(候補者名や政党等の名称が書かれているもの)の文字が見つらい場合は、ルーペ(虫めがね)をご利用ください。

コミュニケーションボード

投票に来られた方からの質問や依頼をイラストでまとめたものです。発声が困難であっても、指さしでコミュニケーションをとることができます。

筆談用ホワイトボード

筆談を希望される方のために筆談用ホワイトボードをご用意しております。

投票支援カード

投票にお手伝いが必要な方がカードを提示していただき、投票所職員が代理投票や誘導などのお手伝いをさせていただきます。

○点字投票

目が不自由な方は、投票所の係員にお申し出いただければ、点字投票用紙を用いて投票することができます(投票所には点字器も用意しております)。

なお、点字投票は期日前投票所や不在者投票所でも行うことができます。

○代理投票

からだが不自由なことなどで投票用紙に自書できない方は、投票所の係員が補助者となり、ご本人の意思を代筆する代理投票ができます。

あらかじめ指定された 2 人の係員のうち、1 人がご本人の支持する候補者の氏名等を書き、あとの 1 人が立ち会って間違いがないかを確認します。秘密は厳守されます。

なお、代理投票は期日前投票所や不在者投票所でも行うことができます。

○当日投票所や期日前投票所に行くことができない場合

当日投票所や期日前投票所に行くことができない場合は、以下の投票方法があります。

●病院・老人ホーム等に入院・入所している方は、病院や老人ホームなどで不在者投票ができる場合があります。

※病院、老人ホーム等の施設が県の不在者投票施設に指定されている必要があります。

●身体障害者手帳・戦傷病者手帳を持っていて、障がい名と障がいの程度が下記に該当する方、要介護状態区分が要介護 5 の方は、郵便等による不在者投票ができます。

障がい等の区分	障がい名	障がい等の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1 級または 2 級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1 級または 3 級
	免疫、肝臓	1 級～3 級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症～第 2 項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第 3 項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護 5

○投票を介助する人等の投票所内への付き添いについて

投票する人を介護する方や、その他やむを得ない事情がある者として投票管理者が認めた方については、投票所内に同伴することができます。ただし、投票内容を指示したり、代理で投票用紙に記入することはできませんので、ご注意ください。

藍住町選挙管理委員会 088-637-3126

〔参考 総務省ホームページ〕

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/torikumi_senkyo/index.html

